

長崎女子短期大学における研究活動の不正行為防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、長崎女子短期大学（以下「本学」という。）の研究活動における不正行為の防止に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「不正行為」とは、研究活動を行う場合における次の各号に掲げる行為をいう。

- (1) 捏造 存在しないデータ、研究成果等を作成する行為
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた研究結果等を真正でないものに加工すること
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析、解析手法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用する行為
- (4) 不正使用 実態を伴わない謝金の請求、架空の取引による請求、不当な旅費の請求、法令、研究費を分担した機関の定め及び本学の規程に違反して研究費を使用すること

2 この規程における不正行為のうち、捏造、改ざん及び盗用を「特定不正行為」という。

3 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動に従事する教職員及び学生並びに本学の施設設備を利用して研究に携わる者をいう。

4 この規程において「部局」とは、各学科、各コース、及び事務局をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者等は、本学が別に定める「長崎女子短期大学 公的研究費管理・監査規程」を遵守し、不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究データ等を開示できるように、研究データ等を5年間保存し、必要に応じて開示しなければならない。

(研究倫理教育)

第4条 不正行為を事前に防止し、公正な研究活動を推進するため、本学に研究倫理教育責任者を置き、学長並びに学科長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究者等に対し、全学又は各部局単位で研究倫理教育を実施するとともに、他の機関での受講を含めた受講を義務付ける。

(告発・相談窓口)

第5条 不正行為に関して、本学内外からの告発、情報提供、相談を受け付ける窓口を、事務局長とする。

(告発の受付体制等の周知)

第6条 学長は、設置する受付窓口の名称、場所、連絡先、通報の方法その他必要な事項を本学内外に周知する。

(告発の受付・連絡)

第7条 告発は原則として顕名により行われるものとし、次の各号に掲げる事項を明示して告発することができる。

- (1) 告発する者の氏名及び連絡先
 - (2) 不正行為を行ったとする研究者の氏名又はグループの名称
 - (3) 不正行為の具体的内容
 - (4) 不正行為とみなす合理的理由
- 2 告発は、書面、電話、FAX、電子メール及び面談の方法による。
- 3 報道や学会等の外部機関又はインターネット等により不正行為の疑いがあると指摘された場合には、不正行為の告発に準じた取扱いとする。
- 4 告発を受け付ける場合は、個室で面談したりするなど、告発者及び告発内容の秘密を守るための適切な方法をとるものとする。
- 5 告発の受付窓口の職員は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 書面による告発など、受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法の場合は、告発者に受理した旨を通知する。
 - (2) 告発者より受け付けた不正行為事案について、学長へ報告する。

(告発者・被告発者の取扱)

第8条 学長は、告発内容や告発者の秘密を守るとともに、告発等についての調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう関係者の秘密保持を徹底する。

- 2 学長は、悪意に基づく告発を防止するために、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、告発者に対し、告発したことを理由に不利益な取扱いをしてはならない。
- 4 学長は、被告発者に対し、単に告発がなされたことのみをもって、その研究活動の休止、又は、懲戒処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

(予備調査)

第9条 学長は、告発内容の報告を受けたときは、告発された不正行為が行われた可能性、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取下げられた論文等に対する告発に係る予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯・事情を含め、特定不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し判断するものとする。
- 3 予備調査は、学長を委員長として不正防止計画推進委員会（運営委員会を充てる）の委員にて行う。
- 4 学長は、予備調査の結果、本格的な調査（以下「本調査」という。）を行うか否かを告発の受付から30日以内に決定する。
- 5 学長は、本調査を行うことを決定した場合は、告発者及び被告発者に対し本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。被告発者が、本学以外の機関に属している場合は、そ

の機関にも通知する。

- 6 調査の実施に当たり、告発者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被告発者に告発者が特定されないようにする。
- 7 本調査を実施する場合は、調査方針、調査対象及び方法等について当該事案に係る配分機関及び文部科学省へ報告する。
- 8 学長は、本調査の実施決定後、30日以内に本調査を実施する。
- 9 学長は、本調査を行わないと決定した場合は、その理由を付し、告発者に通知する。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じ開示する。

(調査委員会)

- 第10条 学長は、本調査を実施するため、職員等その他必要と認める者からなる調査委員会を設置する。この場合において、全ての調査委員は当該告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者とする。
- 2 学長は、調査委員会に委員長を置くとともに、調査委員会の半数については、本学に属さない外部有識者とする。
 - 3 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に通知する。
 - 4 告発者及び被告発者は、前項の規程により通知を受けた日から起算して14日以内に学長に対して調査委員会委員に関する異議申し立てをすることができる。
 - 5 学長は、前項の異議申し立てがあった場合、内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査)

- 第11条 調査は、告発された事案に係る論文、実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者へのヒアリング、再実験の要請、証拠書類などの精査により実施する。この際、被告発者の弁明の聴取を行う。
- 2 学長は、告発者及び被告発者に調査を行うことを通知する。
 - 3 告発者及び被告発者その他当該通報された事案に関係する者は、これに協力しなければならない。
 - 4 調査の対象は、告発された事案に係る研究活動のほか、調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。
 - 5 本学は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置を取るものとする。
 - 6 調査委員会は、調査に当たって、公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう十分配慮する。

(認定)

- 第12条 調査委員会は、調査開始後、概ね100日以内に調査結果を取りまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合は、その内容、関与した者とその関与の度合い、

不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動による役割を認定する。

- 2 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行う。この認定を行うに当たっては、告発者の弁明の機会を与えなければならない。
- 3 認定を終了したときは、調査委員会は学長に報告する。
- 4 学長は、不正防止計画推進委員会を招集し調査結果への対応を協議する。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第13条 調査委員会の調査結果に対して、被告発者が、疑惑を晴らそうとする場合は、自己の責任において、研究活動が科学的に適正な方法と手続きにて行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明する。

(不正行為か否かの認定)

第14条 調査委員会は、前条の被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証明を総合的に判断して不正行為か否かの認定を行う。

- 2 調査委員会は、被告発者の研究体制、データチェックの方法など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等により判断を行う。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として不正行為として認定することはできない。

(通知・報告)

第15条 学長は、調査結果を告発者及び被告発者（被告発者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。）に通知する。

- 2 告発等の受付から210日以内に、調査結果、不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の競争的資金等における管理・監査体制の状況、再発防止計画等を含む最終報告書を配分機関に提出する。
- 3 調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定して配分機関に提出する。
- 4 学長及び調査委員会は、配分機関等の求めに応じ、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 5 配分機関より、当該事業に係る資料の提出又は閲覧、現地調査を求められた場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き応じる。

(不服申立て)

第16条 不正行為が行われたと認定された被告発者及び告発が悪意に基づくものと認定された被告発者は、認定に不服がある場合は、調査結果の通知があった日から起算して14日以内に書面により学長に対して不服申立てを行うことができる。

- 2 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に係るものであるときは、学長の判断により調査委員会委員を代えて審査させることができる。
- 3 調査委員会は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、その事案の再調査を行うか否かを決

定する。

- 4 学長は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあったときは、告発者に通知する。加えて、その機関の配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 5 不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、被告発者にその旨を通知する。加えて、その機関の配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 6 学長は、悪意に基づく告発と認定された被告発者から不服申立てがあったときは、告発者が所属する機関及び被告発者に通知する。加えて、その機関の配分機関等及び文部科学省に報告する。
- 7 調査委員会は、再調査を開始した場合、不正行為の認定に係る不服申立てに対しては再調査を開始した日から 50 日以内に、悪意に基づく通報をしたものと認定された被告発者からの不服申立てに対しては再調査を開始した日から 30 日以内に再調査の結果を学長に報告する。加えて、その機関の配分機関等及び文部科学省に報告する。

(調査中の一時的な措置)

第 17 条 学長は、調査の実施を決定した時点から、調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、告発された研究に係る支出停止等必要な措置を講じることができる。

(調査結果の公表)

第 18 条 学長は、調査委員会において不正行為が行われたとの認定があった場合は、次に掲げる事項に関する調査結果を公表する。

- (1) 研究活動上の不正行為に関与した者の氏名、所属
- (2) 不正行為の内容及び不正行為が行われたと判断した根拠
- (3) 本学が公表までに行った措置の内容
- (4) 調査委員会の氏名、所属
- (5) 調査の方法、手順
- (6) その他、本学が公表する必要があるとした事項

2 学長は、不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏洩していた場合及び論文等に故意によるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。

3 学長は、調査委員会において悪意に基づく告発の認定がなされた場合は、告発者の氏名、所属、悪意に基づく告発と認定した理由を公表する。

(告発者及び被告発者の保護)

第 19 条 告発の受付及び調査に関わった者は、告発者及び被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう秘密を保持しなければならない。

2 本学のすべての教職員は、不正行為等に関わる告発をしたこと、調査に協力したこと等を理由に、当該告発等に関係した者に対して不利益な取扱をしてはならない。

3 学長は、不正行為等が行われなかったとの認定があった場合は、被告発者の研究活動の正常化及び名誉回復のための措置を講じなければならない。

4 不正行為に関わる告発又は調査に関わった者は、関係者の名誉、プライバシーその他の人

権を尊重するとともに、知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(不正防止計画推進)

第 20 条 学長は、是正措置等について被告発者の部局責任者に勧告するとともに、是正措置等の実施状況について不正防止計画推進委員会に報告する。

(告発者及び被告発者に対する措置)

第 21 条 学長は、調査の結果、不正行為に関与したと認定された本学の教職員に対し、学校法人鶴鳴学園就業規則に基づき、処分を行うものとする。

2 学長は、告発が悪意に基づくものと認定された場合で、告発者が本学に所属する者であるときは、学校法人鶴鳴学園就業規則に基づき、処分を行うものとする。

(雑則)

第 22 条 本規程に記載のない事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン（平成 26 年 8 月 26 日 文部科学大臣決定）に則して、学長が決定する。

(規程の改廃)

第 23 条 本規程の改廃は、学長が承認して、教授会に報告する。

附則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。